

薬務行政概要

2025

(令和7年度版)

岩手県保健福祉部健康国保課

目 次

I 令和7年度薬務事業概要

第1 概 況	1
第2 薬 事	2
1. 薬局・医薬品販売業等	3
2. 毒物及び劇物	6
3. 各種試験実施状況	7
4. 医薬分業	8
第3 医薬品の生産・供給状況	9
1. 医薬品の生産状況	9
2. 医療機器の生産状況	9
3. 緊急医薬品の供給状況	9
第4 監視及び啓発指導業務	10
1. 監視指導業務	11
2. 啓発指導等業務の実施状況	13
第5 麻薬・覚醒剤	15
1. 薬物乱用対策	15
2. 麻薬・向精神薬関係	17
3. 覚醒剤関係	21
4. あへん・大麻・麻薬原料植物関係	22
第6 血液対策	23
1. 献血推進協議会	23
2. 献血推進対策の概況	24
第7 各種表彰	28

II 令和8年度薬務事業概要

第1 令和8年度事業計画	29
第2 予算の状況	30

III 資料

第1 附属機関設置条例等	32
第2 薬事関係団体	45

I 令和7年度薬務事業概要

第1 概 況

令和7年度の薬事監視業務においては、医薬品の有効性及び安全性の確保を目的として、医薬品販売業者等に対する監視指導を実施した。また、毒物劇物、麻薬関係法等の適正な運用等を図ることを目的として、取扱者等に対する監視指導を行った。

薬物や危険ドラッグの乱用防止を図るため、県民に対する普及啓発、危険ドラッグ等の買上げ調査、関係機関による会議の開催などを行った。

後発医薬品の安全使用促進に関しては、「岩手県後発医薬品安心使用促進協議会」を開催し後発医薬品の安心使用促進方策等を協議したほか、ポスター掲示等による普及啓発を実施した。本県の調剤医療費（電算処理分）に対する後発医薬品割合（数量ベース）は、令和7年11月時点で93.7%であり、全国第2位となっている。

献血の推進に関しては、岩手県献血推進協議会を開催し、血液需要見込みに基づく原料血液の確保目標や目標達成のための方策等を協議した。また、岩手県赤十字血液センターや市町村との連携により、「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」等を実施した。若者世代を中心とした県民に向け、献血活動の周知と協力への動機づけを目的として献血啓発ポスターを制作し、駅構内や電車・バス車内等に掲示を行った。献血者確保パンフレットを作成し、献血協力団体及び複数回献血者確保のための呼びかけとともに配布を行った。

令和7年度の献血目標人数に対する実績は、200mL 献血で163.1%、400mL 献血で95.5%、成分献血で108.9%であった。



第 2 薬 事

令和 8 年 3 月末現在における薬局、医薬品販売業等の総数は 6,051 であり、業態別では、薬局 636、店舗販売業 375、卸売販売業 123、特例販売業 2、配置販売業 64、医薬品製造販売業 17（薬局 15、専業 2）、医薬品製造業 29（薬局 15、専業 14）、医薬部外品製造販売業 1、医薬部外品製造業 2、化粧品製造販売業 4、化粧品製造業 5、医療機器製造販売業 6、医療機器製造業 22、医療機器修理業 86、医療機器販売業 4,033（許可 792、届出 3,241）、医療機器貸与業 611（許可 336、届出 275）、体外診断用医薬品製造販売業 1、体外診断用医薬品製造業 2、再生医療等製品販売業 12 となっている。

毒物劇物製造業、販売業及び届出を要する事業所（電気めっき業、金属熱処理業、毒物劇物運送業及びしろあり防除業）の総数は 722 であり、業態別では、製造業 12、輸入業 1、一般販売業 443、農薬用品目販売業 205、特定品目販売業 33、電気めっき業 16、毒物劇物運送業 12 となっている。

各種試験の合格状況では、登録販売者試験受験者 521 人中 243 人（46.6%）、毒物劇物取扱者試験受験者 180 人中 62 人（34.4%）となっている。

近年、高齢化社会の進行に伴い、高齢者のかけもち受診による重複投薬、ポリファーマシー、相互作用による副作用が問題となっている。保険薬局については、令和 8 年 4 月 1 日現在、632 の薬局が指定を受けており、医薬分業は一定の水準に達していることから、今後は、患者のための薬局ビジョンの推進により、薬局サービスの質の向上が求められている。

なお、令和 6 年度の処方箋取扱総数は 8,387,093 枚、処方箋受取率は 91.3%となっている。（出典：日本薬剤師会 医薬分業進捗状況（保険調剤の動向））

1 薬局・医薬品販売業等

① 年度別薬局・医薬品販売業等施設数

(単位：件)

業 態 \ 年 度		R03	R04	R05	R06	R07
医薬品	薬局	439	629	627	634	636
	薬局医薬品製造販売業	14	15	12	15	15
	薬局医薬品製造業	14	15	15	15	15
	第1種製造販売業	0	0	0	0	0
	第2種製造販売業	2	2	2	2	2
	製造業（専業）	13	13	13	13	14
	店舗販売業	288	384	379	379	359
	卸売販売業	141	134	129	129	123
	薬種商販売業	1	0	0	0	0
	特例販売業	4	4	2	2	2
	配置販売業	95	84	74	68	64
医薬部外品	製造販売業	1	1	1	1	1
	製造業	2	2	2	2	2
化粧品	製造販売業	3	3	4	4	5
	製造業	6	6	6	6	4
医療機器	第1種製造販売業	1	1	1	1	0
	第2種製造販売業	5	5	5	5	5
	第3種製造販売業	0	0	0	1	1
	製造業	23	23	24	24	22
	修理業	83	86	85	86	86
	販売業（許可）	460	760	767	785	792
	貸与業（許可）	163	318	312	334	334
	販売業（届出）	2,356	3,222	3,246	3,241	3,241
体外診断用 医薬品	貸与業（届出）	171	269	280	287	281
	製造販売業	1	1	1	1	1
再生医療等製品	製造業	2	2	2	2	2
	販売業	12	14	14	14	13
合 計		4,300	5,994	6,003	6,051	6,020

出典：衛生行政報告例

※平成25年度から、薬局の許可権限が盛岡市へ移譲された。

※平成27年度から、高度管理医療機器販売業・貸与業の許可権限が盛岡市へ移譲された。

※令和4年度から、盛岡市分を含む集計とした。

② 保健医療圏及び保健所別薬局・医薬品販売業施設数

(単位：件)

保健医療圏	保健所名	薬局	店舗 販売業	卸売 販売業	薬種商 販売業	特例 販売業	高度管 理医療 機器販 売業	高度管 理医療 機器貸 与業	管理医 療機器 販売業	管理医 療機器 貸与業	再生医 療等製 品販売 業
盛岡地区	盛岡市	201	94	—	0	0	322	167	839	109	—
	県 央	69	45	63	0	0	75	33	411	30	6
岩手中部地区	中 部	122	68	26	0	1	128	36	569	30	3
胆江地区	奥 州	60	44	9	0	0	65	31	368	20	0
両磐地区	一 関	56	20	7	0	0	58	20	302	40	1
気仙地区	大船渡	28	22	2	0	0	36	11	150	9	0
釜石地区	釜 石	21	15	6	0	0	28	14	103	9	1
宮古地区	宮 古	32	20	6	0	1	31	18	275	20	1
久慈地区	久 慈	18	14	2	0	0	18	2	97	4	0
二戸地区	二 戸	29	17	2	0	0	31	4	127	4	0
合 計		636	359	123	0	2	792	336	3,241	275	14

(令和8年3月31日現在)

出典：衛生行政報告例

③ 薬局・医薬品販売業の許可及び届出の状況

(単位：件)

	薬局	薬局医薬品製造販売業	薬局医薬品製造業	店舗販売業	薬種商販売業	特例販売業	配置販売業	配置員身分証明書	卸売販売業	高度管理医療機器等販売・貸与業	管理医療機器販売・貸与業	再生医療等製品販売業	合計
新規許可・届出	28	0	0	11	0	0	0	78	3	37	101	0	258
更新許可	80	0	0	38	0	0	0	0	8	83	0	0	209
販売先変更許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者兼任許可	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	0	0	13
許可証書換え	5	0	0	6	0	0	0	1	2	13	0	0	27
許可証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
承認、品目追加・変更指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
届出	1,466	1	1	1,008	0	0	0	86	82	385	171	6	3,206
廃止届	102	0	0	17	0	0	0	0	15	28	63	0	225
総計	1,681	1	1	1,080	0	0	0	165	120	550	335	6	3,939

(R7.4.1～R8.3.31)

注) 配置員身分証明書は、交付の関係で令和7年1月1日から令和7年12月31日迄の数である。

※令和4年度から、盛岡市分を含む集計とした。

④ 都道府県別配置販売業者数

都道府県名	業者数	都道府県名	業者数
北海道	1	東京都	1
青森県	6	富山県	11
岩手県	18	岐阜県	2
宮城県	3	静岡県	2
秋田県	3	大阪府	1
山形県	1	兵庫県	2
群馬県	1	奈良県	8
埼玉県	3	合計	64
千葉県	1		

2 毒物及び劇物

① 年度別毒物及び劇物営業施設状況

(単位：件)

業態 \ 年度		R03	R04	R05	R06	R07
製造業		10	11	11	11	12
輸入業		1	1	1	1	1
販売業	一般	335	442	446	442	443
	農業用品目	215	215	214	209	205
	特定品目	27	47	37	35	33
	計	577	704	697	686	681
業務上取扱者 (要届出)	電気めっき業	18	17	17	16	16
	金属熱処理業					
	運送業	8	11	12	12	12
	しろあり防除業					
	計	26	28	29	28	28
合 計		614	744	738	726	722

出典：衛生行政報告例

※ 令和3年度まで、販売業・業務上取扱者については、盛岡市を除く。

※ 令和4年度から、盛岡市を含む集計とした。

② 保健所別毒物及び劇物営業施設状況

(単位：件)

区分 \ 保健所	製造業	輸入業	販売業			業務上取扱者				合計
			一般	農業用品目	特定品目	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	
盛岡市	1		130	18	12	1		1		163
県 央	1	1	52	49	3	1				107
中 部	6		91	33	5	6		4		145
奥 州	3		50	25	2	1		3		84
一 関			29	20	3	4		1		57
大船渡			12	12						24
釜 石	1		19		4			1		25
宮 古			24	5	3	3		2		37
久 慈			20	12	1					33
二 戸			16	31						47
総 数	12	1	443	205	33	16	0	12	0	722

③ 毒物劇物製造業等の申請及び届出の状況

(単位：件)

業 種		新規登録申請 又は届出	登録更新申請	登録変更申請	変更届			廃止届	書換え交付	再交付	合計
					設備	責任者	その他				
製造業		—	3	1	5	1	—	—	—	—	10
輸入業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
販 売 業	一般	12	37	—	9	38	15	14	6	1	132
	農業用品目	2	28	—	5	26	5	5	0	0	71
	特定品目	0	1	—	0	0	0	4	0	0	5
取 業 扱 務 者 上	電気めっき業	0	—	—	0	3	2	0	—	—	5
	金属熱処理業	0	—	—	0	0	0	0	—	—	0
	運送業	0	—	—	0	1	0	0	—	—	1
特定毒物研究者		0	—	—	—	—	—	0	—	—	0
特定毒物使用者		0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
総計		14	69	1	19	69	22	23	6	1	224

※ 令和4年度から、盛岡市を含む集計とした。

(R7. 4. 1～R8. 3. 31)

3 各種試験実施状況

① 登録販売者試験実施状況

年度	R03	R04	R05	R06	R07
出願者（人）	1,023	732	633	547	552
受験者（人）	954	687	582	501	521
合格者（人）	394	286	258	258	243
合格率（％）	41.3%	41.6%	44.3%	51.5%	46.6%
(参考) 本県の販売従事登録 者数の累計	3,114	3,332	3,505	3,710	3,901

出典：衛生行政報告例（販売従事登録者数の累計）

② 年度別毒物劇物取扱者試験実施状況

区分 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
出願者（人）	198	236	211	183	190
受験者（人）	188	217	203	175	180
合格者（人）	41	42	74	33	62
合格率（％）	21.8%	19.4%	36.5%	18.9%	34.4%

③ 毒物劇物取扱者試験実施状況（令和7年度）

種類	出願者（人）	受験者（人）	合格者（人）	合格率（％）
一般	129	122	49	40.2%
農業用品目	53	51	10	19.6%
特定品目	8	7	3	42.9%
合計	190	180	62	34.4%

4 医薬分業

① 年次別処方箋取扱状況

（単位：件・枚）

区分 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
薬局	439	629	627	632	636
保険薬局	434	624	627	631	630
処方箋 取扱総数（枚）	8,025,717	8,094,295	8,440,552	8,387,093	—

- 注） 1 薬局数は、各年度3月31日現在
 2 保険薬局数は、翌年度4月1日現在
 3 令和3年度まで、薬局数及び保険薬局数は盛岡市を除く。
 4 令和4年度から、盛岡市を含む集計とした。
 5 処方箋取扱総数については、日本薬剤師会の調査結果による。

第3 医薬品の生産・供給状況

県内における医薬品の生産額は、令和6年は56,350百万円と対前年比101.3%となっている。また、医療機器の生産額は、令和6年は23,074百万円と対前年比101.5%となっている。

1 医薬品の生産状況

年	生産額（百万円）	対前年比伸率（%）	月平均生産額（百万円）	製造所数
2	73,651	69.1	6,138	14
3	57,545	78.1	4,765	14
4	51,425	89.4	4,285	14
5	55,645	108.2	4,637	14
6	56,350	101.3	4,696	14
6÷2×100	76.5			

（注）薬事工業生産動態統計調査による。

2 医療機器の生産状況

年	生産額（百万円）	対前年比伸率（%）	月平均生産額（百万円）	製造所数
2	28,018	73.2	2,335	24
3	25,141	89.7	2,095	25
4	27,715	110.2	2,310	24
5	22,726	82.0	1,894	24
6	23,074	101.5	1,923	24
6÷2×100	82.4			

（注）薬事工業生産動態統計調査による。

3 緊急医薬品の供給状況

品 目	年 度	R03	R04	R05	R06	R07
ガスエソウマ抗毒素	購入	0	0	0	0	0
	供給	0	0	0	0	0
組織培養不活化狂犬病ワクチン	購入	0	0	0	0	0
	供給	0	0	0	0	0
ジフテリアウマ抗毒素	購入	0	0	0	0	0
	供給	0	0	0	0	0
ボツリヌスウマ抗毒素（E型）	購入	0	0	0	0	0
	供給	0	0	0	0	0
ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型）	購入	0	0	0	0	0
	供給	0	0	0	0	0

単位：瓶（溶解液付）

第4 監視及び啓発指導業務

監視指導業務

- ① 令和7年度における薬局・医薬品販売業等の立入検査状況は、監視対象数 6,168 のうち 1,717 施設に対して実施した。その結果、違反施設は5件であった。

収去試験は、製造業者からフロモックス錠 100mg 1 検体及びセレコキシブ錠 200mg「VTRS」1 検体を収去し、それぞれセフカペンピボキシル塩酸塩錠及びセレコキシブ錠の溶出試験を行った。その結果全ての検体がそれぞれの規格に適合した。

今後の監視指導業務については、より法令の周知を図り、正しい取扱いと適切な情報提供により医薬品の安全性が確保できるように監視指導を実施する。

- ② 毒物劇物販売業等について、毒物劇物による危害を防止する観点から、そのさらなる適正な保管管理等、取扱い上の適正を図るため、722 の監視対象のうち 281 に対し立入検査を実施した。その結果、違反件数は5件であった。

今後とも法令の周知を図り、適正な取扱い、保管管理及び販売等の徹底を中心に監視指導を実施する。

啓発指導業務

- ① 農薬危害防止運動については、環境生活部、保健福祉部及び農林水産部が中心となって、6月1日から8月31日までの3カ月間を運動月間と定め、啓発資料の配布等による広報活動を行い、農薬危害防止に努めた。

- ② 県民の健康の確保を目的としたくすりの情報センター事業について、一般県民を対象とした講演会の開催及び医薬分業や薬の正しい知識等の普及啓発を行った。また、医薬品等の相談所を開催し一般住民からの相談に応じた。

- ③ 医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知っていただくため、10月17日から10月23日までを「薬と健康の週間」として、広報媒体を通じた周知や、各種催し物等を実施した。

① 董事監視結果(令和7年度)

※盛岡市分を含む

② 毒物劇物監視結果(令和7年度)

	登録・届出・許可施設数 (年度末現在)	立入検査 施行施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	違反発見件数 (年度中)					毒物劇物 又は政令 で定める 毒物劇物 含有物の 残りのあ るものの取 去	試験の結果 果毒物劇 物又は政 令で定め る毒物劇 物含有物 であったも の	無登録・ 無届・無 許可施設 発見件数	登録・ 許可取消	業務停止	設備改善 命令	処分件数 (年度中)				告発件数	
				登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他							登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反		その他
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	
令和2年度	619	339	2	1	1													2		
令和3年度	614	306	1	1														1		
令和4年度	744	305	4	1			3											3		
令和5年度	738	324	3	1	2										1	2				
令和6年度	726	327	3	1	2										1	2				
製造業 (01)	12	3																		
輸入業 (02)	1																			
一般販売業 (03)	443	166	5	1	4										1	4				
農業用品目販売業 (04)	205	88																		
特定品目販売業 (05)	33	14																		
電気めっき事業 (06)	16	6																		
金属熱処理事業 (07)																				
毒物劇物運送事業 (08)	12	4																		
しろあり防除事業 (09)																				
法第22条第5項の者 (10)		7	1		1	1										1	1			
計 (11)	722	288	6	1	5	1									1	5	1			
特定毒物研究者 (12)	10																			

※盛岡市分を含む

③ その他

年次別シンナー、トルエン等乱用行為の検挙、補導状況

(単位：人)

		R03	R04	R05	R06	R07
総数		1	0	0	0	0
内訳	少年					
	成人	1				

※岩手県警察調べ

2 啓発指導等業務の実施状況

①年度別農薬危害防止運動実施結果

	R03	R04	R05	R06	R07
農薬（毒物劇物）販売業者等の指導状況（件）	126	103	155	162	126
講習会、連絡会等の開催回数及び参加人員 (回) (人)					
広報機関等による啓発宣伝状況					
ポスター・リーフレット配布状況（枚）	350	378	365	380	350

※ 令和4年度から、盛岡市を含む集計とした。

② 薬の情報センター事業

ア 健康管理講座「みんなの薬の学校」（講座の主な目的及び内容：正しい薬の使い方）
一般社団法人岩手県薬剤師会に委託し、健康管理講座「みんなの薬の学校」を開催し、
薬の正しい知識の普及啓発を図った。
実施回数：21回 参加者数：445人

イ 薬の相談受理件数

		R03	R04	R05	R06	R07
1	医薬品の副作用・相互作用	301	296	305	339	353
2	妊産婦の薬の服用	28	41	40	30	33
3	薬の用法・用量等	235	219	208	202	200
4	医薬品の成分・性状・薬理等	216	198	160	149	156
5	医薬品の製剤的事項	34	25	38	31	30
6	薬剤識別	20	38	31	18	28
7	食品・サプリメント等	145	162	112	95	81
8	漢方薬・民間薬等	93	94	135	90	96
9	医薬部外品・化粧品	55	23	14	13	12
10	洗剤・殺虫剤等家庭用品	3	3	1	0	3
11	農薬・防疫剤等	2	7	5	1	6
12	ワクチン・予防接種等	411	295	87	51	20
13	中毒の処置等	1	1	6	2	4
14	試薬・臨床検査等	5	54	13	14	6
15	動物薬	0	2	0	1	1
16	その他	90	127	136	185	159
17	ドーピング関係	7	11	10	3	5
18	調剤報酬関係	244	197	94	129	94
	計	1,890	1,793	1,395	1,353	1,287

出典：岩手県薬剤師会 薬の情報センター受付件数

③ 「薬と健康の週間（10月17日～10月23日）」事業の実施状況

	R03	R04	R05	R06	R07
薬学衛生講話等参加者（人）	751	711	1,019	243	230
薬なんでも相談（人）	977	298	141	210	219
広報資料等による啓発					
ポスター（枚）	614	625	625	625	625
パンフレット（部）	700	700	700	700	700

第5 麻薬・覚醒剤

麻薬診療施設等について、その取扱い、保管管理等の適正を図るため令和7年に1,025の監視対象のうち437施設に立入検査を実施した結果、違反業務所は2か所であった。今後とも、適正な取扱い、保管管理等を中心に監視指導を実施する。

近年、全国的に大麻の乱用が増加し社会問題化しているが、本県における大麻事犯は25件20人と前年に比べ件数・人数ともに減少した。乱用者は、暴力団関係者だけでなく青少年を含む一般市民層にまで拡大する傾向にあることから、昭和52年9月に設置した「岩手県薬物乱用対策推進本部（本部長：副知事）」を中心に関係機関と連携を図りながら薬物乱用防止に努めている。

また、不正大麻、けしについては、観賞用としてけしを栽培する事犯や野生大麻の発生が依然として跡を絶たない現状から、5月1日から8月31日までを「不正大麻・けし撲滅運動月間」と定め、不正栽培の防止に努め、野生大麻13,633本、けし4,157本を除去した。

1 薬物乱用対策

① 薬物乱用防止対策事業の実施状況

項目	年度	R03	R04	R05	R06	R07
1 講習会の開催	(カ所)	3	10	9	16	16
	(人)	79	334	195	961	531
2 広報紙等による広報	(掲載回数)	1	1	1	1	2
3 新聞・ラジオ・テレビ等 報道機関による広報	(回数)	—	—	—	—	—
4 広報資料等による啓発						
① パンフ・リーフレット等(部)		7,940	7,940	7,940	7,940	7,940
ポスター(枚)		2,120	2,120	2,120	2,120	2,120
② 小冊子(冊)		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

注1：1～3は薬物相談窓口事業実績

注2：4①は「ダメ。ゼッタイ。」運動及び麻薬・覚醒剤乱用防止運動啓発資材配布実績

注3：4②は「健康に生きよう パート36」の勤労青少年ホーム等への配布実績

② 岩手県薬物乱用防止指導員等の活動状況（令和7年度）

ア 会合等における啓発（令和8年3月31日現在指導員324名）

	所属団体の会合	地区単位の集会等	街頭啓発等催し物	計
回数	174	124	54	352
対象人員	4,933	5,358	19,583	29,874

イ 薬物に関する問い合わせ状況（薬物乱用防止推進事業）

（単位：件）

	有害性	実態	その他	計	主な内容
覚醒剤	0	3	3	6	・大麻の有害性
麻薬	0	8	5	13	・大麻使用の実態
コカイン	0	1	0	1	・高校生による大麻使用と SNS の影響
大麻	7	6	1	13	・オーバードーズ（市販薬の過量服薬）
けし	0	6	3	7	・薬物乱用防止啓発の必要性
向精神薬	1	0	0	4	・薬の副作用や飲み合わせ
シンナー	0	0	0	0	・向精神薬に関する相談
危険ドラッグ	0	1	0	1	・カフェインの作用・副作用
その他	30	12	9	51	・ハイになる成分に関する質問
					・けしの見分け方
					・農地調査時の大麻・けし様植物の確認
計	38	37	21	96	・ドーピング問題
					・アルコール・ノンアルコール飲料・たばこの危険性
					・ノンビタバコに関する質問

③ 薬物相談窓口事業の実施状況

（単位：件）

		保健所	精神保健福祉センター	合計
相談者の種類	本人		82	82
	配偶者		9	9
	両親	1	43	44
	兄弟		3	3
	親戚		0	0
	知人		2	2
	その他		17	17
	計	1	156	157
相談薬物	覚醒剤		42	42
	麻薬		0	0
	大麻		103	103
	有機溶剤		0	0
	危険ドラッグ等その他	1	42	43
	計	1	187	188
相談内容	検挙に関すること		3	
	依存に関すること		108	
	入院治療に関すること		3	
	カウンセリング		41	
	接し方に関すること		13	
	その他	1	40	
	計	1	208	209

2 麻薬・向精神薬関係

① 保健所別麻薬取扱施設等の状況

保健所	取扱い施設数										合計
	輸入業	製造業	元卸	卸売	小売	病院	診療所	歯科診療所	動物診療所	研究者	
県央				4	234	33	118		23	24	436
中部				3	106	12	52		13		186
奥州	1	1	1	2	54	9	25		7	4	104
一関				3	45	8	23		7		86
大船渡				1	20	3	17				41
釜石				3	20	5	8				36
宮古				2	25	6	18		2		53
久慈				1	16	4	9		0		30
二戸				1	23	3	9		2		38
合計	1	1	1	20	543	83	279	0	54	28	1,010

(R07. 12. 31現在)

※盛岡市の施設は、県央保健所に含む。

② 年次別麻薬取扱施設数

(単位：件)

		R03	R04	R05	R06	R07
麻薬輸入業者		1	1	1	1	1
麻薬製造業者		1	1	1	1	1
麻薬元卸業者		1	1	1	1	1
麻薬卸売業者		25	24	23	21	20
麻薬小売業者		524	529	534	535	543
診療施設	病院	88	88	88	85	83
	診療所	300	292	282	284	279
	歯科診療所	0	0	0	0	0
	飼育動物診療施設	61	60	60	58	54
麻薬研究者		26	29	32	31	28
合計		1,027	1,025	1,022	1,017	1,010

(各年12月31日現在)

③ 年次別麻薬取扱者数

(単位：件)

業態 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
麻薬輸入業者	1	1	1	1	1
麻薬製造業者	1	1	1	1	1
麻薬元卸業者	1	1	1	1	1
麻薬卸売業者	25	24	23	21	20
麻薬小売業者	524	529	534	535	543
麻薬管理者	157	159	161	159	159
麻薬施用者	2, 288	2, 405	2, 403	2, 409	2, 436
麻薬研究者	26	29	32	31	28
合 計	3, 023	3, 149	3, 156	3, 158	3, 189

(各年12月31日現在)

④ 年次別免許等の状況

(単位：件)

業態 \ 年度		（単位：件）				
		R03	R04	R05	R06	R07
免許件数		537	1, 478	1, 442	563	1, 444
記載事項変更届出件数		325	371	468	433	486
麻薬廃棄届出件数		369	452	560	479	372
麻薬中毒者診断届出件数						
麻薬事故 届出件数	滅失	41	29	33	39	43
	喪失					
	盗取					
	所在不明	2	3	3	0	1
	その他	5	9	8	9	15
	小計	48	41	44	48	59

⑤ 麻薬取扱施設立入検査状況（令和7年）

事業種	対象業務所数	立入検査回数	違反業務所数	違反内容数														処置										
				麻薬及び向精神薬取締法第十二条	輸入・輸出製剤製造小分	譲渡・譲受	施用処方箋の交付	不正所持	廃棄	証紙、容器及び被包の記載	譲渡証・譲受証	管理・保管	帳簿	施用に関する記録	その他	事故	届出報告（半期報・年報）	中毒	譲渡証・譲受証	帳簿	施用に関する記録（処方箋）	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計
業種	令和2年	988	474	3										1	2						3						3	3
	令和3年	1,027	250	3			2			1											3						3	3
	令和4年	1,025	290	10			6			1				2							10				6	4	10	
	令和5年	1,022	443	6						2				2	1						7					7	7	
	令和6年	1,017	420	1							1										1					1	1	
麻薬輸入業者	1	1																										
麻薬製造業者	1	1																										
麻薬元卸売業者	1	1																										
麻薬卸売業者	20	18																										
麻薬小売業者	540	249	1																		1					1	1	
麻薬診療施設	病院	83	108	1										1							1					1	1	
	一般診療所	279	35										-													1	1	
	歯科診療所																											
飼育動物診療施設	57	7																										
麻薬研究者	28	11																										
合	計	1,010	431	2									1								2					2	2	

⑥ 向精神薬関係立入検査状況（令和7年）

（単位：件・％）

	対象者	立入検査数	違反者数	違反率
向精神薬製造製剤業者	0	0	0	0.0
免許みなし卸売販売業	111	40	0	0.0
免許みなし薬局	635	277	0	0.0
病院	88	110	0	0.0
一般診療所	836	49	0	0.0
歯科診療所	574	3	0	0.0
飼育動物診療施設	265	10	0	0.0
向精神薬試験研究施設	20	0	0	0.0
合計	2,529	489	0	0.0
令和2年	2,542	549	0	0.0
令和3年	2,564	282	0	0.0
令和4年	2,553	352	0	0.0
令和5年	2,559	558	0	0.0
令和6年	2,550	504	0	0.0

⑦ 年次別麻薬及び向精神薬取締法の違反者

（単位：件）

区分 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
麻薬及び向精神薬取締法	2	2	2	0	1

出典：岩手県警察統計

3 覚醒剤関係

① 保健所別覚醒剤・同原料取扱施用機関等の指定状況

(単位：件)

保健所名	覚醒剤			覚醒剤原料		
	施用機関		研究者	製造業者	取扱者	研究者
	大臣指定	知事指定				
県央		2	6		4	
中部					4	
奥州					1	
一関					3	
大船渡					1	
釜石					3	
宮古					2	
久慈					1	
二戸					1	
合計	0	2	6	0	20	0

(R07. 12. 31現在)

② 年次別覚醒剤等取扱施設数

(単位：件)

業態 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
覚醒剤施用機関	2	2	2	2	2
覚醒剤研究者	8	7	7	8	6
覚醒剤原料取扱者	22	22	21	21	20
覚醒剤原料研究者	0	0	0	0	0
合計	32	31	30	31	28

(各年12月31日現在)

③ 覚醒剤関係立入検査状況（令和7年）

（単位：件・％）

	対象者	立入検査数	違反者数	違反率
覚醒剤施用機関	2	0	0	0.0
覚醒剤研究者	6	4	0	0.0
覚醒剤原料取扱者	20	5	0	0.0
覚醒剤原料研究者	0	0	0	0.0
合計	28	9	0	0.0
令和3年	32	21	0	0.0
令和4年	31	24	0	0.0
令和5年	30	27	0	0.0
令和6年	31	22	0	0.0

④ 年次別覚醒剤取締法の違反者

（単位：人・g）

区分 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
人員	22 (0)	12 (0)	17 (1)	16 (0)	7 (0)
押収量	14,929.071	1.114	18,758.884	13.307	24.904

注：（ ）は少年内数

出典：岩手県警察統計

4 あへん・大麻・麻薬原料植物関係

② 年次別野生大麻・けし抜去状況

（単位：本）

区分 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
大麻	15,162	37,663	18,283	25,412	13,633
けし	4,698	1,884	13,045	2,508	4,157

⑥ 年次別あへん法・麻向法（大麻事犯）の違反者

※R06以前の大麻事犯は大麻取締法違反

（単位：人）

区分 \ 年度	R03	R04	R05	R06	R07
あへん法	—	—	—	—	—
麻向法 （大麻事犯）	9 (6)	19 (13)	23 (14)	27 (16)	21 (14)

注：（ ）は30歳未満内数

出典：岩手県警察統計

第6 血液対策

令和7年度は、県内で使用される輸血用血液製剤の安定供給のため、200mL 献血目標 658 人、400mL 献血目標 31,195 人、また、血液凝固因子製剤、アルブミン製剤及びグロブリン製剤の原料血漿確保量 6,469L を確保するため、成分献血の目標を 11,612 人と設定し、献血の推進を図った。その結果、多くの県民の理解と市町村をはじめとする関係機関の積極的な推進により、200mL 献血者 1,073 人（達成率 163.1%）、400mL 献血者 29,799 人（達成率 95.5%）、成分献血者 12,646 人（達成率 108.9%）の協力が得られた。

また、県の広報誌、広報資料、新聞、テレビ、ラジオ等を通じて通年の広報活動、主に若年層をターゲットにしたポスターの作成・公共交通機関等への掲示を行った。

更に、複数回献血者の安定的な確保及び献血思想の普及のため、献血協力団体募集パンフレット、複数回献血者募集パンフレット及び SNS 等を活用した広報活動を行い、400mL 献血者及び成分献血者の確保並びにラブラッド会員の募集に努め、本県血液事業の一層の推進を図った。

1 献血推進協議会

・報告協議事項

○報告事項

- ① 令和7年度献血推進事業等の概況について

○協議事項

- ① 令和8年度献血目標について
- ② 令和8年度岩手県献血推進計画について

2 献血推進対策の概況

① 献血者受付数・献血者数・献血不適格者数

(単位：人、%)

区分 年度別	献血者受付数	献血者数	献血不適格者数					
			比重不足		その他		計	
令和3年度	200mL	1,267						
	400mL } 34,762	29,318						
	成分 13,303	12,519						
	計 48,065	43,104 89.7	2,330	4.8	2,631	5.5	4,961	10.3
令和4年度	200mL	1,258						
	400mL } 35,259	30,574						
	成分 12,929	12,237						
	計 48,188	44,069 91.5	1,785	3.7	2,334	4.8	4,119	8.5
令和5年度	200mL	1,258						
	400mL } 35,259	30,574						
	成分 12,929	12,237						
	計 48,188	44,069 91.5	1,785	3.7	2,334	4.8	4,119	8.5
令和6年度	200mL	1,190						
	400mL } 35,154	30,792						
	成分 13,022	12,395						
	計 48,176	44,377 92.1	1,694	3.5	2,040	4.2	3,734	7.8
令和7年度	200mL	1,073						
	400mL } 33,804	29,799						
	成分 13,257	12,646						
	計 47,061	43,518 92.5	1,529	3.2	2,077	4.4	3,606	7.7

② 受入施設別献血者数の推移

(単位：人、%)

区分 年度別	献血者数		血液センター (母体)		献血ルーム		献血バス (オープン献血含む)	
令和3年度	200mL	1,384	0		497		887	
	400mL	29,686	0		4,162		25,524	
	成分	13,411	0		13,411		0	
	計	44,481	0 0.0		18,070 40.6		26,411 59.4	
令和4年度	200mL	1,267	0		473		794	
	400mL	29,318	0		4,655		24,663	
	成分	12,519	0		12,519		0	
	計	43,104	0 0.0		17,647 40.9		25,457 59.1	
令和5年度	200mL	1,258	0		492		766	
	400mL	30,574	0		5,221		25,353	
	成分	12,237	0		12,237		0	
	計	44,069	0 0.0		17,950 40.7		26,119 59.3	
令和6年度	200mL	1,190	0		494		696	
	400mL	30,792	0		5,750		25,042	
	成分	12,395	0		12,395		0	
	計	44,377	0 0.0		18,639 42.0		25,738 58.0	
令和7年度	200mL	1,073	0		435		638	
	400mL	29,799	0		5,528		24,271	
	成分	12,646	0		12,646		0	
	計	43,518	0 0.0		18,609 42.8		24,909 57.2	

③ 年度別年齢別献血状況

(単位：人、%)

年度 \ 区分	献血者数	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
令和3年度	44,481	2,137 (4.8)	6,267 (14.1)	7,193 (16.2)	11,154 (25.1)	17,730 (39.9)
令和4年度	43,104	1,994 (4.6)	6,053 (14.0)	6,605 (15.3)	10,461 (24.3)	17,991 (41.7)
令和5年度	44,069	1,830 (4.2)	6,070 (13.8)	6,701 (15.2)	10,493 (23.8)	18,975 (43.1)
令和6年度	44,377	1,836 (4.1)	5,937 (13.4)	6,489 (14.6)	10,144 (22.9)	19,971 (45.0)
令和7年度	43,518	1,676 (3.9)	5,657 (13.0)	6,529 (15.0)	9,755 (22.4)	19,901 (45.7)
R7/R3×100	97.8	78.4	90.3	90.8	87.5	112.2

注) () 内は献血者数に対する百分率である。

④ 年度別職業別・男女別献血状況

(単位：人、%)

年度 \ 区分	献血者数	職業別				男女別	
		公務員	会社員	学生・生徒	その他	男	女
令和3年度	44,481	9,198 (20.7)	24,261 (54.5)	3,168 (7.1)	7,854 (17.7)	31,987 (71.9)	12,494 (28.1)
令和4年度	43,104	8,685 (20.1)	23,559 (54.7)	3,145 (7.3)	7,715 (17.9)	30,705 (71.2)	12,399 (28.8)
令和5年度	44,069	8,986 (20.4)	24,344 (55.2)	2,908 (6.6)	7,831 (17.8)	31,037 (70.4)	13,032 (29.6)
令和6年度	44,377	9,138 (20.6)	24,647 (55.5)	2,846 (6.4)	7,746 (17.5)	31,022 (69.9)	13,355 (30.1)
令和7年度	43,518	9,248 (21.3)	24,037 (55.2)	2,691 (6.2)	7,542 (17.3)	30,429 (69.9)	13,089 (30.1)
R7/R3×100	97.8	100.5	99.1	84.9	96.0	95.1	104.8

注) () 内は献血者数に対する百分率である。

⑤ 年度別血液製剤別供給状況

(単位：本、%)

年度 製品名		5	6	7	構成比 (%)	前年度比 (%)
200mL 由来製剤 献血	照射人全血液	0	0	0	—	—
	全血製剤 計	0	0	0	—	—
	赤血球製剤					
	照射赤血球液	952	1,184	1,228	2.8%	103.7%
	照射洗浄赤血球液	2	7	0	—	—
	照射解凍赤血球液	0	0	0	—	—
	照射合成血液	0	0	0	—	—
	計	954	1,191	1,228	2.8%	103.1%
新鮮凍結血漿		6	0	4	0.0%	—
小計		960	1,191	1,232	2.8%	103.4%
400mL 由来製剤 献血	照射人全血液	0	0	0	—	—
	全血製剤 計	0	0	0	—	—
	赤血球製剤					
	照射赤血球液	28,023	28,143	27,346	63.2%	97.2%
	照射洗浄赤血球液	40	9	0	—	—
	照射解凍赤血球液	0	0	0	—	—
	照射合成血液	0	0	0	—	—
	計	28,063	28,152	27,346	63.2%	97.1%
新鮮凍結血漿		6,765	6,482	6,935	16.0%	107.0%
小計		34,828	34,634	34,281	79.2%	99.0%
成分献血 由来製剤	新鮮凍結血漿	279	652	1,004	2.3%	154.0%
	血小板製剤					
	照射濃厚血小板 1単位	0	0	0	—	—
	照射濃厚血小板 2単位	0	0	0	—	—
	照射濃厚血小板 5単位	149	68	70	0.2%	102.9%
	照射濃厚血小板 10単位	6,857	6,348	6,410	14.8%	101.0%
	照射濃厚血小板 15単位	38	76	31	0.1%	40.8%
	照射濃厚血小板 20単位	1	3	1	0.0%	33.3%
	照射洗浄血小板	214	241	127	0.3%	52.7%
	照射濃厚血小板 HLA-10	117	79	88	0.2%	111.4%
	照射濃厚血小板 HLA-15	0	0	0	—	—
	照射濃厚血小板 HLA-20	0	0	0	—	—
	照射洗浄血小板 HLA	0	1	13	0.0%	1300.0%
計		7,376	6,816	6,740	15.6%	98.9%
小計		7,655	7,468	7,744	17.9%	103.7%
合計		43,443	43,293	43,257	100.0%	99.9%

⑥ 令和7年度保健所等別献血実施状況

(単位：人、％)

	受付	全 血 献 血						成 分			
		400mL			200mL						
		目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	受付	実績	達成率
県央保健所	8,641	8,084	7,582	93.8	188	286	152.1	0	0	0	-
中部保健所	5,481	5,074	4,952	97.6	118	96	81.4	0	0	0	-
奥州保健所	3,463	3,182	3,129	98.3	74	58	78.4	0	0	0	-
一関保健所	2,813	2,881	2,813	97.6	67	67	100.0	0	0	0	-
大船渡保健所	1,161	1,247	1,161	93.1	29	14	48.3	0	0	0	-
釜石保健所	823	860	823	95.7	20	13	65.0	0	0	0	-
宮古保健所	1,631	1,548	1,631	105.4	36	39	108.3	0	0	0	-
久慈保健所	1,117	1,118	1,117	99.9	26	32	123.1	0	0	0	-
二戸保健所	1,063	1,032	1,063	103.0	24	33	137.5	0	0	0	-
小 計	26,193	25,026	24,271	97.0	582	638	109.6	0	0	0	-
固定施設	19,997	6,169	5,528	89.6	76	435	572.4	11,612	13,257	12,646	108.9
総合計	46,190	31,195	29,799	95.5	658	1,073	163.1	11,612	13,257	12,646	108.9

⑦令和8年度 保健所別献血目標

(単位：人、本)

献血種別 保健所等名	全血献血				成分献血
	目標人数			換算本数	目標人数
	400mL	200mL	合計		
県央保健所	8,084	188	8,272	16,356	0
中部保健所	5,074	118	5,192	10,266	0
奥州保健所	3,182	74	3,256	6,438	0
一関保健所	2,881	67	2,948	5,829	0
大船渡保健所	1,247	29	1,276	2,523	0
釜石保健所	860	20	880	1,740	0
宮古保健所	1,548	36	1,584	3,132	0
久慈保健所	1,118	26	1,144	2,262	0
二戸保健所	1,032	24	1,056	2,088	0
小　　計	25,026	582	25,608	50,634	0
固定施設	5,248	241	5,489	10,737	12,798
合　　計	30,274	823	31,097	61,371	12,798

第7 各種表彰

1 薬事功労者厚生労働大臣表彰

受賞者氏名	役職名
工藤 賢三	一般社団法人岩手県薬剤師会 常務理事

2 献血推進協力団体等に対する厚生労働大臣表彰状及び感謝状

区分	受賞者氏名
厚生労働大臣表彰状	株式会社北日本銀行
	ライオンズクラブ国際協会 332-B地区 2R2Z 江釣子ライオンズクラブ
厚生労働大臣感謝状	岩手県農業共済組合
	岩手県盛岡西警察署
	岩手開発鉄道株式会社
	一般社団法人葛巻町畜産開発公社
	岩手県立二戸病院
	東北電力株式会社 盛岡技術センター
	盛岡市立高等学校
	千厩ショッピングモール エスピア
知事並びに日本赤十字社 岩手県支部長感謝状	東里工業株式会社
	ニチコン岩手株式会社
	盛岡赤十字病院
	株式会社 YDK テクノロジーズ盛岡事業所
	国際医療福祉専門学校一関校室根校舎
	富士善工業株式会社
	双葉精密株式会社
	学校法人健康科学大学一関修紅高等学校
	株式会社エフエム岩手
	二戸市シビックセンター
	岩手県建設業協会北上支部

3 麻薬・覚醒剤乱用防止に功績のあった者に対する表彰

区分	受賞者氏名
厚生労働大臣感謝状	川目 聖子
医薬局長感謝状	大橋 正和
	上舘 伸子

Ⅱ 令和8年度薬事事業概要

第1 令和8年度事業計画

事業名 (予算額)	事業内容
1 災害時医療資材供給体制整備事業費 (332 千円)	ア 災害発生時等に、必要な医療資機材を確実に確保し、迅速に供給するため、医療資機材の備蓄及び供給体制整備を実施
2 薬事監視指導取締費 (11,860 千円)	ア 医薬品製造所、薬局等における医薬品の適正かつ安定的な流通を確保するための監視指導取締 イ 無許可、不良医薬品等の危害防止のための監視指導取締 ウ 県民に対し、正しい薬の使い方等の薬の正しい知識の普及啓発を図るため、健康管理講座「みんなの薬の学校」を一般社団法人岩手県薬剤師会へ委託 エ 国の委託調査事務の実施 オ 岩手県薬事審議会の実施 カ ブロック医薬品卸売業者合同模擬査察の実施
3 薬事監視指導取締費 (PIC/S 対応分) (1,851 千円)	ア 医薬品製造所へ立ち入り調査を行う調査員（薬事監視員）への専門教育 イ PIC/S に対応した試験検査体制の維持管理
4 薬事監視指導取締費 (医薬品登録販売者試験事務費) (4,402 千円)	ア 登録販売者試験の実施
5 毒物劇物取扱指導取締費 (175 千円)	ア 毒物劇物製造業、販売業者、業務上取扱者等に対する毒物劇物の適正な取扱等危害防止のための監視指導取締
6 毒物劇物取扱指導取締費 (毒物劇物取扱者試験事務費) (611 千円)	ア 毒物劇物取扱者試験の実施
7 血液事業推進対策費 (2,277 千円)	ア 献血推進施策の実施 イ 献血推進協力団体表彰及び献血推進協議会の実施 ウ 献血啓発ポスターによる若年層を中心に全県民を対象とした普及啓発
8 献血者確保対策事業費 (866 千円)	ア 献血者募集ホームページ等の作成及び周知
9 麻薬・覚醒剤等取締費 (3,379 千円)	ア 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤の指導取締 イ 薬物乱用防止推進事業・薬物相談窓口事業、薬物乱用対策推進本部会議の開催 ウ 麻薬中毒者入院措置への対応
10 麻薬・覚醒剤等取締費 (危険ドラッグ対策) (961 千円)	ア 危険ドラッグの分析等の実施 イ 危険ドラッグの危険性に関する普及啓発
11 後発医薬品安心使用促進事業 (2,601 千円)	ア 後発医薬品安心使用促進協議会の実施 イ 啓発資材の作成
12 薬剤師確保対策事業費 (6,863 千円)	ア 業態偏在、地域偏在の解消への取組を支援
13 災害薬事体制整備事業費 (840 千円)	ア 災害薬事コーディネーター養成研修の実施

第2 予算の状況

○歳入

科目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	前年度対比
08使用料及び手数料			
02手数料			
03衛生手数料			
12薬務			
薬局開設許可等	7,250	7,510	96.5%
医薬品登録販売者試験	11,757	12,338	95.3%
毒物劇物販売業登録等	858	738	116.3%
毒物劇物取扱者試験	2,247	2,273	98.9%
麻薬取扱者免許等	6,771	7,019	96.5%
09国庫支出金			
01国庫負担金			
03衛生費負担金			
07薬務			
麻薬中毒者対策	189	189	100.0%
02国庫補助金			
03衛生費補助金			
14薬務			
災害薬事体制整備	840	0	皆増
03委託金			
03衛生費委託金			
07薬務			
薬事経済調査及び医薬品検定検査業務	5,496	3,598	152.8%
後発医薬品安心使用促進	2,595	2,394	108.4%
12繰入金			
02基金繰入金			
01基金繰入金			
01基金			
薬剤師確保対策事業費	6,539	3,300	198.2%

○歳出

科目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	前年度対比
04衛生費			
01公衆衛生費			
01公衆衛生総務費			
災害時医療資材供給体制整備事業費	333	308	108.1%
04衛生費			
04医薬費			
04薬務費			
薬事監視指導取締費	11,860	10,002	118.6%
P I C / S 対応	1,851	1,840	100.6%
医薬品登録販売者試験事務費	4,402	4,228	104.1%
毒物劇物取扱指導取締費	175	175	100.0%
毒物劇物取扱者試験事務費	611	685	89.2%
血液事業推進対策費	2,277	2,533	89.9%
献血者確保対策事業費	866	2,116	40.9%
麻薬、覚醒剤等取締費	3,379	3,394	99.6%
危険ドラッグ対策	961	933	103.0%
後発医薬品安心使用促進事業費	2,601	2,400	108.4%
薬剤師確保対策事業費	6,863	3,618	189.7%
災害薬事体制整備事業費	840	0	皆増

資 料

Ⅲ 資料

第1 附属機関設置条例等

(1) 岩手県薬事審議会

岩手県薬事審議会条例

令和3年3月29日
条例第13号

岩手県薬事審議会条例をここに公布する。

岩手県薬事審議会条例

(設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

第3条第1項の規定に基づき、岩手県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 薬事関係団体の役職員
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

岩手県薬事審議会名簿

任期：令和7年6月22日から令和9年6月21日まで

(令和8年4月1日現在)

氏 名	所属・役職
磯田 朋子	岩手県消費者団体連絡協議会 事務局長
梶田 佐知子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 事務局長
菊地 秋子	岩手県立磐井病院 薬剤科長
小松 健悦	岩手県医薬品卸業協会 理事長
下斗米 恵	盛岡市保健所 主査
相馬 一二三	公益社団法人岩手県看護協会 会長
高橋 慧	一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 岩手県支部
大黒 英貴	一般社団法人岩手県歯科医師会 会長
内藤 隆	岩手県医薬品登録販売者協会 会長
畑澤 博巳	一般社団法人岩手県薬剤師会 会長
幅野 渉	岩手医科大学薬学部医療薬科学講座 薬物代謝動態学分野 教授
本間 博	一般社団法人岩手県医師会 会長

(五十音順)

(2) 岩手県麻薬中毒審査会

岩手県麻薬中毒審査会条例

平成 10 年 3 月 30 日
条 例 第 6 号

岩手県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

岩手県麻薬中毒審査会条例
(設置)

第 1 条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 13 第 2 項の規定に基づき、同法第 58 条の 8 第 3 項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに岩手県麻薬中毒審査会を置く。

(定数)

第 2 条 岩手県麻薬中毒審査会の定数は、5 人とする。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日（平成 25 年 10 月 18 日）から施行する。

麻薬中毒審査会根拠法令

昭和 28 年 3 月 17 日
麻薬及び向精神薬取締法
法 律 第 14 号

(麻薬中毒審査会)

第 58 条の 13 第 58 条の 8 第 4 項（第 58 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で、第 58 条の 8 第 3 項の規定により当該都道府県知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに麻薬中毒審査会を置くものとしてすることができる。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。

3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和 28 年 3 月 31 日

麻薬及び向精神薬取締法施行令

政 令 第 57 号

(麻薬中毒審査会)

第 13 条 麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を行う。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 法第 58 条の 13 第 1 項の規定により設置される審査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

8 法第 58 条の 13 第 2 項の規定により設置される審査会の委員は、同項後段の規定により当該審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

9 前各号に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(3) 岩手県献血推進協議会

岩手県献血推進協議会設置要綱

(設置)

第1 献血思想の普及とその推進を図るため、岩手県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設ける。
(所掌事務)

第2 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血制度の広報活動に関する事。
- (2) 献血思想の普及に関する事。
- (3) 保存血液の需要計画に関する事。
- (4) 献血組織の育成に関する事。
- (5) その他献血制度の推進に関する事。

(組織)

第3 協議会の構成員は、32名以内で組織する。

2 知事は、次に掲げる者に就任を依頼するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師会、薬剤師会から推薦を受けた者
- (3) 日赤岩手県支部事務局長及び血液センター所長
- (4) 商工会議所連合会、商工会連合会から推薦を受けた者
- (5) 市長会、町村会から推薦を受けた者
- (6) 労働組合、国民健康保険団体から推薦を受けた者
- (7) 高等学校長会、私学協会等教育機関及びPTA会から推薦を受けた者
- (8) 婦人会、青年団の団体から推薦を受けた者
- (9) 新聞、放送等報道機関から推薦を受けた者
- (10) 行政関係機関の職員
- (11) 献血に関するボランティア活動を行う者

(役職)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は知事が招集する。

(幹事)

第6 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は県職員及び日赤岩手県支部職員のうちから会長が依頼し、会長が命じた協議会の運営に必要な事項及び事務を行う。

(任期)

第7 構成員及び幹事の任期は2年とする。ただし、補欠により就任を依頼された構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(その他必要事項)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

この要綱は、昭和39年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

岩手県献血推進協議会名簿

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(令和8年4月1日現在)

所属・役職	氏 名
岩手医科大学医学部臨床検査医学・感染症学講座准教授	藤原 亨
岩手医科大学医学部麻酔学講座特任教授	熊谷 基
岩手県立中央病院長	臼田 昌広
一般社団法人岩手県医師会会長	本間 博
一般社団法人岩手県薬剤師会副会長	金澤 貴子
日本赤十字社岩手県支部事務局長	佐藤 隆浩
岩手県赤十字血液センター所長	佐藤 孝
岩手県商工会議所連合会専務理事	工藤 直樹
岩手県商工会連合会事務局長	及川 茂
岩手県市長会（遠野市長）	多田 一彦
岩手県町村会（田野畑村長）	佐々木 靖
日本労働組合総連合会岩手県連合会（NTT 労働組合東北総支部岩手分会 分会長）	熊谷 孝
岩手県国民健康保険団体連合会専務理事	高橋 勝重
岩手県高等学校長協会理事（南昌みらい高等学校長）	菊池 勝彦
一般社団法人岩手県私学協会理事（盛岡白百合学園中学高等学校長）	浅沼 千明
岩手県高等学校PTA連合会事務局長	金濱 千明
J A岩手県女性組織協議会副会長	工藤 貴子
日本放送協会盛岡放送局副局長	新山 秀俊
株式会社岩手日報社経営企画室次長	熊谷 宏彰
株式会社IBC岩手放送取締役メディアセンター長	兼平 宗彦
株式会社テレビ岩手取締役報道制作局長	小形 恵一
株式会社岩手めんこいテレビ取締役報道制作局長	近谷 利政
株式会社岩手朝日テレビ報道制作局長	片岡 正行
株式会社エフエム岩手常務取締役	松尾 尚人
陸上自衛隊岩手駐屯地業務隊長	清野 寛光
イーハトーブ学生赤十字奉仕団代表	佐藤 碧
岩手県ふるさと振興部長	村上 宏治
岩手県医療局長	吉田 陽悦
岩手県教育委員会教育長	佐藤 一男

(4) 岩手県薬物乱用対策推進本部

岩手県薬物乱用対策推進本部要綱

(設置)

第1 麻薬・覚せい剤等の薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、岩手県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬物乱用防止の諸施策の推進に関すること。
- (2) 関係機関の行う薬物乱用防止対策の連絡調整に関すること。
- (3) その他薬物乱用防止対策の推進に関し必要な事項。

(組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

2 本部長は、副知事をもって充て、副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 本部長は、次に掲げる者に就任を依頼するものとする。

- (1) 国の出先機関の職員
- (2) 岩手県職員
- (3) その他知事が適当と認める者

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、部務を総理し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

(任期)

第6 部員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任を依頼された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者に対する協力要請)

第7 本部長は、必要があると認める場合は、関係者に対し意見の開陳、説明その他の協力を要請することができる。

(庶務)

第8 本部の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

岩手県薬物乱用対策推進本部員名簿

任期：令和7年11月1日から令和9年10月31日まで

(令和8年4月1日現在)

	氏 名	所属・役職
本部員	八重樫 幸 治	岩手県副知事
副本部員	小 原 重 幸	岩手県保健福祉部長
部員	煙 山 明	盛岡地方検察庁次席検事
部員	前 田 将 太	盛岡少年鑑別支所長
部員	上遠野 俊 彦	盛岡保護観察所長
部員	石 川 智 泰	仙台出入国在留管理局盛岡出張所長
部員	亀 島 裕 幸	函館税関釜石税関支署長
部員	尾野村 研 吾	釜石海上保安部長
部員	川 又 修 司	岩手労働局長
部員	美 上 憲 一	東北厚生局麻薬取締部長
部員	本 間 博	一般社団法人岩手県医師会長
部員	畑 澤 博 巳	一般社団法人岩手県薬剤師会長
部員	大 塚 耕太郎	岩手県精神保健福祉協会長
部員	村 上 宏 治	岩手県ふるさと振興部長
部員	西 野 文 香	岩手県環境生活部長
部員	阿 部 博	岩手県商工労働観光部長
部員	吉 田 陽 悦	岩手県医療局長
部員	佐 藤 一 男	岩手県教育委員会教育長
部員	増 田 武 志	岩手県警察本部長

(5) 岩手県後発医薬品安心使用促進協議会

岩手県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(設置)

第1 後発医薬品に係る理解を深め、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう使用環境の整備等を図るため、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 後発医薬品の使用状況等の現状把握に関すること。
- (2) 後発医薬品の使用環境の整備等に関すること。
- (3) 後発医薬品に係る情報交換、啓発に関すること。
- (4) その他後発医薬品の適正使用に関すること。

(組織)

第3 協議会の構成員は、15名以内で組織する。

2 知事は、次に掲げる者に就任を依頼するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会から推薦を受けた者
- (3) 病院等から推薦を受けた者
- (4) 医薬品卸売業者団体から推薦を受けた者
- (5) 後発医薬品販売業者団体から推薦を受けた者
- (6) 消費者の代表者
- (7) 保険者の代表者
- (8) その他関係者

(役職)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、構成員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 知事は、必要に応じて会議を招集する。

2 協議会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任を依頼された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

2 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間に、この要綱による改正後の岩手県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱第3の規定により委嘱される委員の任期は、同要綱第6の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

岩手県後発医薬品安心使用促進協議会名簿

任期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 8 年 4 月 6 日現在)

役 職 名	氏 名	備考
岩手医科大学薬学部臨床薬学講座地域医療薬学分野教授	松浦 誠	
一般社団法人岩手県医師会副会長	木村 宗孝	
一般社団法人岩手県歯科医師会理事	上原 豊	
一般社団法人岩手県薬剤師会副会長	畑澤 昌美	
一般社団法人岩手県私立病院協会理事	山内 文俊	
岩手医科大学附属病院薬剤部副薬剤部長	朝賀 純一	
岩手県医薬品卸業協会理事長	小松 健悦	
日本ジェネリック製薬協会会長	川俣 知己	
一般財団法人岩手県老人クラブ連合会 事務局次長	遠藤 泰亮	
全国健康保険協会岩手支部企画総務部長	安田 泰子	
岩手県国民健康保険団体連合会 審査部長兼審査管理課長事務取扱	関口 みどり	
岩手県立胆沢病院薬剤科長	白畑 政憲	
岩手県医療局業務支援課主査	上山 裕人	

(6) 岩手県薬剤師確保対策検討会

岩手県薬剤師確保対策検討会設置要綱

(設置)

第1 本県における薬剤師の確保・定着及び偏在の解消を図るための取組について検討・協議等を行う岩手県薬剤師確保対策検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師の就業状況等の現状把握に関すること。
- (2) 薬剤師の業態偏在及び地域偏在の是正に関すること。
- (3) その他薬剤師確保対策に関すること。

(組織)

第3 検討会の構成員は、10名以内で組織する。

2 知事は、次に掲げる者に就任を依頼するものとする。

- (1) 一般社団法人岩手県薬剤師会から推薦を受けた者
- (2) 岩手医科大学薬学部から推薦を受けた者
- (3) 岩手県病院薬剤師会から推薦を受けた者
- (4) 岩手県医療局から推薦を受けた者

(役職)

第4 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、構成員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議の開催は、知事が招集する。

(任期)

第6 構成員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、補欠により就任を依頼された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7 検討会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間に、この要綱による第3の規定により就任を依頼される構成員の任期は、同要綱第6の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

岩手県薬剤師確保対策検討会構成員名簿

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(令和8年4月1日現在)

役 職 名	氏 名	備考
一般社団法人岩手県薬剤師会 会長	畑澤 博巳	
一般社団法人岩手県薬剤師会 専務理事	熊谷 明知	
岩手医科大学薬学部 生物薬学講座生体防御学分野教授	大橋 綾子	
岩手医科大学 学務部長	佐々木 寛人	
岩手県病院薬剤師会 会長	工藤 賢三	
岩手県病院薬剤師会 副会長	菊池 昌之	
岩手県医療局 薬事指導監	菊池 英	
岩手県医療局 人事研修担当課長	佐々木 理	

第2 薬事関係団体

(令和8年4月1日現在)

団体等の名称	所在地	Tel Fax	代表者	
一般社団法人 岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町 3-12	Tel 019 622-2467 Fax 653-2273	会長	畑 澤 博 巳
学校薬剤師部会			部会長	畑 澤 昌 美
病院・診療所勤務 薬剤師部会			部会長	佐 藤 裕 司
製薬企業・卸勤務 薬剤師部会			部会長	八 巻 貴 信
岩手県病院薬剤師会	紫波郡矢巾町医大通 2-1-1 (岩手医大附属病院内)	Tel 019 613-7111 Fax 907-2721	会長	工 藤 賢 三
岩手県医薬品 登録販売者協会	盛岡市肴町 7-13 (内藤薬店内)		会長	内 藤 隆
日本チェーンドラッグ ストア協会岩手県支部	盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 6F (株)薬王堂内)	Tel 019 621-5021 Fax 621-5028	支部長	西 郷 孝 一
岩手県医薬品卸業協会	紫波郡矢巾町流通センター 南 3-1-12 (株)バイタルネット内)	Tel 019 638-8891 Fax 639-3344	理事長	小 松 健 悦
岩手県医療機器 販売業協会	盛岡市門 2-18-8 (株)三櫻内)	Tel 019 625-3030 Fax 624-4043	会長	早 川 政 志
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 岩手県支部	岩手県盛岡市本町通 1-17-13 (岩手県ガス会館内)	Tel 019 623-6471 Fax 654-2388	支部長	笠 井 健

